

平成28年5月25日

各 位

会 社 名 東 急 建 設 株 式 会 社 代表者名 取締役社長 飯 塚 恒 生 (コード番号 1720 東証第1部) 問合せ先 経営企画部長 小 林 聖 宣 (TEL 03-5466-5008)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月24日開催予定の第13回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 2 7年 5 月 1 日から施行され、業務を執行しない取締役および社外監査役でない監査役との間にも責任限定契約を締結することが認められたことから、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 28 条第 2 項および第 36 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、第 28 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

現行定款

第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)

- 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の 規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)の損害賠償責任 を法令の限度において、取締役会の決議によ って免除することができる。
- 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

変 更 案

第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)

- 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の 規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)の損害賠償責任 を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款

第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)

- 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の 規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責任 を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

変 更 案

第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)

- 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の 規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責任 を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成28年6月24日(金) 平成28年6月24日(金)

以上